

平成 27 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社アルファ  
代表者名 代表取締役社長 浅野 薫  
( J A S D A Q ・ コード 4 7 6 0 )  
問合せ先 取締役経営企画室長 高尾 宏和  
( TEL . 0 8 6 - 2 7 7 - 4 5 3 5 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 26 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条(損害賠償責任の一部免除)第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 11 月 26 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 11 月 26 日 (木)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除</p> <p>第28条 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役、社外監査役</u>および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額の範囲内とする。</p>	<p>第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除</p> <p>第28条 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)、監査役および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額の範囲内とする。</p>

以 上